



事務連絡

平成9年9月26日

都道府県水道行政担当 殿

厚生省生活衛生局

水道環境部水道整備課

JIS G 3442「水道用亜鉛メッキ鋼管」及び  
JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」の取扱いについて

日頃より水道行政の推進については格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「基準省令」という。）が平成9年10月1日をもって施行されるところでございますが、これに伴い通商産業省工業技術院においても、上水道用JIS規格の改定が進められており、この中で標記の水道用配管の規格が基準省令の浸出性能基準を満たさないことが確認されました。

そこで、従来上水道用配管規格として使用されていた標記規格については、改正規格JIS G 3442「水配管用亜鉛メッキ鋼管」及びJIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」として平成9年9月22日に官報公示され、今回の規格改正に伴い上水道用配管から除外されたことをご連絡いたします。

つきましては、貴管下の水道事業者に対する周知方よろしくお願いいたします。

